平成２１年（フ）第８７７５号
大阪市北区東天満２丁目６番10号
破産者　株式会社アーバンクレストジャパン
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２１０号
大阪府東大阪市御厨中１丁目10番20号
破産者　株式会社正木
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７４号
大阪市浪速区芦原２丁目７番９号
破産者　大朋電設株式会社
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６０号
大阪市中央区谷町５丁目７－９―1206、商業登記簿上の本店所在地大阪市東住吉区矢田７丁目６番28号
破産者　有限会社ムーブス
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３１４号
大阪市東住吉区田辺３丁目16―20、商業登記簿上の本店所在地大阪市東住吉区田辺３丁目16番14号
破産者　有限会社小西産業
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３１９号
大阪市住吉区南住吉２丁目23番２号
破産者　株式会社ジュンコム
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８０２号
大阪市都島区都島南通１丁目３番22号
破産者　株式会社エージックス
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１１５号
大阪府豊能郡能勢町宿野151番地の246
破産者　有限会社メディアワークシステム
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０３９号
大阪市東住吉区針中野４丁目11番13号404号室
破産者　株式会社ヒロイ
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０４１号
大阪府豊中市勝部３丁目１番40号三ツ輪ビル401号
破産者　有限会社ビッグエステート
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１８４号
大阪市阿倍野区松崎町２丁目10番１―307号
破産者　有限会社ウィッシュカンパニー
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４号
島根県邑智郡美郷町上川戸133番地
破産者　藤村木材有限会社
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第１４４８号
広島市佐伯区湯来町大字麦谷2306番地の３
破産者　株式会社村上電機工業
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３５２号
東京都渋谷区神宮前６丁目10番８号
破産者　株式会社ＫＴＥ
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４号
山口県周南市住崎町14番５号
破産者　有限会社山三工業
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１３２号
北九州市門司区大里戸ノ上１丁目12番28号
破産者　株式会社やます
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１７７号
埼玉県越谷市東町３丁目93番地１
破産者　澤谷富士夫
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５７５号
埼玉県八潮市大字西袋674番地６太陽の家102、旧住所埼玉県草加市両新田西町392番地５
破産者　花島　一夫
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５７６号
埼玉県草加市旭町５丁目７番22号
破産者　花島由紀夫
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
埼玉県越谷市南町１丁目18番４号　ドミールナカノⅢ202、破産手続開始時の住所埼玉県越谷市赤山町３丁目138番地　ダイアパレス越谷Ⅱ207号
破産者　石井　大輔
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第３５４号
札幌市白石区南郷通３丁目北２番５号メゾン村井403号、開始決定時の住所函館市本通１丁目８番３号
破産者　奈良岡義彦
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所